

令和3年 第10回農業委員会総会議事録

1. 日 時 : 令和3年11月19日(金) 午前10時30分～11時00分

2. 場 所 : 稚内市役所 正庁

3. 議事日程 : 開会宣言並びに会議宣言、議事録署名委員の指名

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案第1号 農用地利用集積計画の決定について

日程第3 諮問第1号 稚内市農業経営基盤強化促進基本構想の見直しに係る意見について

4. 出席者委員 : 15名 議長15番 金村 広史

1 番 奈良岡 靖男	2 番 田頭 勝	3 番 阿部 芳久
4 番 古川 賢治	5 番 西 重光	6 番 中野 洋
7 番 早崎 正人	8 番 中島 整子	9 番 高橋 茂樹
10 番 柳生 仁	11 番 下間 潤	12 番 石黒 茂雄
13 番 堀 正幸	14 番 二階堂 敏雄	15 番 金村 広史

5. 欠席委員

なし

6. 事務局

事務局次長 山谷 知孝 ・ 主幹 深貝 秀人 ・ 主査 早崎 雅彦 ・ 主任 太田 容子 ・ 主事 平川 神介

事務局主幹	おはようございます。 それではただいまより、令和3年第10回の総会を開催いたします。 会議の進行につきまして、金村会長よろしくお願い申し上げます。
議長	皆さん、おはようございます。 それでは早速、令和3年第9回稚内市農業委員会総会を開催いたします。 本日の議事に入ります。ただいまの出席委員は15名。従いまして、会議は成立いたします。
議長	本日の議事録署名人として、13番の堀委員と2番の田頭委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。
議長	次に、日程第1「諸般の報告」について事務局からの説明を求めます。
事務局主幹	〔諸般の報告の説明〕
議長	ただいまの報告について、何かご質問・ご意見等はございませんか？
委員	異議なしの声
議長	ないようですので、以上で日程第1「諸般の報告」を終わります。
議長	次に、日程第2 議案第1号「農用地利用集積計画の決定について」の申請番号1を議題とします。 なお、●●委員につきましては議事参与制限に該当しますので、発言をお控え願います。 事務局の説明を求めます。
事務局主幹	申請番号1について、牧場1筆の計1筆 面積が109,528㎡です。 売主は●●さん、買主が●●さんです。利用目的は畑で、売買価格が360,883円です。 移転・引渡時期については、稚内市が農用地利用集積計画の告示をした日です。 支払期限は令和4年3月31日です。調査日は令和3年8月19日、調査委員は「中野委員」 「下間委員」「二階堂委員」です。
議長	続きまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に基づく検討事項について、 事務局からの補足説明を求めます。
事務局主幹	農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号に該当していることから、 許可要件の全てを満たしていると考えられます。
議長	続きまして、令和3年8月19日に現地確認を行いました「中野委員」「下間委員」「二階堂委員」 のどなたかで、確認結果の報告をお願いします。
下間委員	はい。
議長	下間委員お願いします。
下間委員	ただいま事務局から説明がありましたように現地確認に行っていました。 離農による案件で、数年間賃貸契約を結んだのち、今回売買したということです。 地域の理解も得られてますので、何も問題はないと思います。
議長	下間委員ありがとうございました。
議長	それではこの件に関してご意見、ご質問はございませんか？

委員	異議なしの声
議長	ご意見、ご質問ないようですね。それでは採決いたします。 申請番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手
議長	全員賛成ですので、本件については原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、日程第2 議案第1号「農用地利用集積計画の決定について」の申請番号2を議題とします。 事務局の説明を求めます。
事務局主幹	申請番号2について、畑4筆の計4筆 面積が58,783㎡です。地目は畑・原野です。 売主は●●さん、買主が●●さんです。利用目的は畑で、売買価格が787,258円です。 移転・引渡時期については、稚内市が農用地利用集積計画の告示をした日です。 支払期限は令和4年3月31日です。調査日は令和3年8月19日、調査委員は「中野委員」 「下間委員」「二階堂委員」です。
議長	続きまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に基づく検討事項について、 事務局からの補足説明を求めます。
事務局主幹	農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号に該当していることから、 許可要件の全てを満たしていると考えられます。
議長	続きまして、令和3年8月19日に現地確認を行いました「中野委員」「下間委員」「二階堂委員」 のどなたかで、確認結果の報告をお願いします。
下間委員	はい。
議長	下間委員をお願いします。
下間委員	ただいま事務局から説明がありましたように現地確認に行っていました。 価格についても妥当で、地域の方の理解も得られていますので問題はないと思います。
議長	下間委員ありがとうございました。
議長	それではこの件に関してご意見、ご質問はございませんか？
委員	異議なしの声
議長	ご意見、ご質問ないようですね。それでは採決いたします。 申請番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手
議長	全員賛成ですので、本件については原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、日程第2 議案第1号「農用地利用集積計画の決定について」の申請番号3を議題とします。 事務局の説明を求めます。
事務局主幹	申請番号3について、畑5筆の他4筆、計9筆 面積が150,870㎡です。地目は畑・牧場です。 売主は●●さん、買主が●●さんです。利用目的は畑で、売買価格が2,263,486円です。 移転・引渡時期については、稚内市が農用地利用集積計画の告示をした日です。 支払期限は令和4年3月31日です。調査日は令和3年8月19日、調査委員は「中野委員」

		「下間委員」「二階堂委員」です。
議	長	続きまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に基づく検討事項について、事務局からの補足説明を求めます。
事務局主幹		農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号に該当していることから、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
議	長	続きまして、令和3年8月19日に現地確認を行いました「中野委員」「下間委員」「二階堂委員」のどなたかで、確認結果の報告をお願いします。
下間委員		はい。
議	長	下間委員をお願いします。
下間委員		ただいま事務局から説明がありましたように現地確認に行っていました。価格についても妥当で、地域の方の理解も得られていますので問題はないと思います。
議	長	下間委員ありがとうございました。
議	長	それではこの件に関してご意見、ご質問はございませんか？
委員		異議なしの声
議	長	ご意見、ご質問ないようですね。それでは採決いたします。申請番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員		全員挙手
議	長	全員賛成ですので、本件については原案のとおり決定いたしました。
議	長	次に、日程第2 議案第1号「農用地利用集積計画の決定について」の申請番号4を議題とします。なお、●●委員につきましては議事参与制限に該当しますので、発言をお控え願います。事務局の説明を求めます。
事務局主幹		申請番号4について、牧場1筆の計1筆 面積が90,236㎡です。売主は●●さん、買主が●●さんです。利用目的は畑で、売買価格が540,986円です。移転・引渡時期については、稚内市が農用地利用集積計画の告示をした日です。支払期限は令和4年3月31日です。調査日は令和3年8月19日、調査委員は「中野委員」「下間委員」「二階堂委員」です。
議	長	続きまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に基づく検討事項について、事務局からの補足説明を求めます。
事務局主幹		農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号に該当していることから、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
議	長	続きまして、令和3年8月19日に現地確認を行いました「中野委員」「下間委員」「二階堂委員」のどなたかで、確認結果の報告をお願いします。
下間委員		はい。
議	長	下間委員をお願いします。
下間委員		ただいま事務局から説明がありましたように現地確認に行っていました。価格についても妥当で、地域の方の理解も得られていますので問題はないと思います。

議	長	下間委員ありがとうございました。
議	長	それではこの件に関してご意見、ご質問はございませんか？
委	員	異議なしの声
議	長	ご意見、ご質問ないようですね。それでは採決いたします。 申請番号4について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委	員	全員挙手
議	長	全員賛成ですので、本件については原案のとおり決定いたしました。
議	長	次に、日程第2 議案第1号「農用地利用集積計画の決定について」の申請番号5を議題とします。 なお、●●委員につきましては議事参与制限に該当しますので、発言をお控え願います。 事務局の説明を求めます。
事務局主幹		申請番号5について、牧場1筆の計1筆 面積が109,528㎡です。 売主は●●さん、買主が●●さんです。利用目的は畑で、売買価格が658,573円です。 移転・引渡時期については、稚内市が農用地利用集積計画の告示をした日です。 支払期限は令和4年3月31日です。調査日は令和3年8月19日、調査委員は「中野委員」 「下間委員」「二階堂委員」です。
議	長	続きまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に基づく検討事項について、 事務局からの補足説明を求めます。
事務局主幹		農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号に該当していることから、 許可要件の全てを満たしていると考えられます。
議	長	続きまして、令和3年8月19日に現地確認を行いました「中野委員」「下間委員」「二階堂委員」 のどなたかで、確認結果の報告をお願いします。
下間委員		はい。
議	長	下間委員をお願いします。
下間委員		ただいま事務局から説明がありましたように現地確認に行っていました。 畑が遠く、有効活用が出来ないための売買です。 価格についても妥当で、地域の方の理解も得られていますので問題はないと思います。
議	長	下間委員ありがとうございました。
議	長	それではこの件に関してご意見、ご質問はございませんか？
委	員	異議なしの声
議	長	ご意見、ご質問ないようですね。それでは採決いたします。 申請番号5について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委	員	全員挙手
議	長	全員賛成ですので、本件については原案のとおり決定いたしました。
議	長	次に、日程第2 議案第1号「農用地利用集積計画の決定について」の申請番号6を議題とします。

	事務局の説明を求めます。
事務局主幹	申請番号6について、畑1筆の計1筆 面積が29,847㎡です。 売主は●●さん、買主が●●さんです。利用目的は畑で、売買価格が484,138円です。 移転・引渡時期については、稚内市が農用地利用集積計画の告示をした日です。 支払期限は令和3年11月30日です。調査日は令和3年11月9日、調査委員は「奈良岡委員」「西委員」「早崎委員」です。
議 長	続きまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に基づく検討事項について、事務局からの補足説明を求めます。
事務局主幹	農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号に該当していることから、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
議 長	続きまして、令和3年11月9日に現地確認を行いました「奈良岡委員」「西委員」「早崎委員」のどなたかで、確認結果の報告をお願いします。
西 委 員	はい。
議 長	西委員をお願いします。
西 委 員	ただいま事務局から説明がありましたように現地確認に行っていました。 ここは川南地区の離農地です。価格は妥当で、地域の理解も得られていますので問題はないと思います。
議 長	西委員ありがとうございました。
議 長	それではこの件に関してご意見、ご質問はございませんか？
委 員	異議なしの声
議 長	ご意見、ご質問ないようですね。それでは採決いたします。 申請番号6について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員挙手
議 長	全員賛成ですので、本件については原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、日程第2 議案第1号「農用地利用集積計画の決定について」の申請番号7を議題とします。 なお、現地確認の報告につきましては、8月の総会で報告されておりますので省略いたします。 事務局の説明を求めます。
事務局主幹	申請番号7について、畑30筆、他1筆の計31筆 面積が836,178㎡です。 売主は(公財)北海道農業公社さん、買主が●●さんです。 利用目的は畑・採草放牧地で、賃貸料につきましては年額356,740円です。 期間は5年間で、令和3年11月22日から令和8年8月30日までです。
議 長	続きまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に基づく検討事項について、事務局からの補足説明を求めます。
事務局主幹	農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号に該当していることから、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
議 長	それではこの件に関してご意見、ご質問はございませんか？
委 員	異議なしの声

議	長	ご意見、ご質問ないようですね。それでは採決いたします。 申請番号7について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委	員	全員挙手
議	長	全員賛成ですので、本件については原案のとおり決定いたしました。
議	長	次に、日程第3 諮問第1号「稚内市農業経営基盤強化促進基本構想の見直しに係る意見について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。
事務局主幹		この件につきましては、稚内市長から農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定に基づき、稚内市農業経営基盤強化促進基本構想の見直しについて意見を求められたので決定を求めるものです。見直しの概要については、担当より説明いたします。
事務局主査		<p>稚内市農業経営基盤強化促進基本構想の見直しの概要について説明させていただきます。</p> <p>この構想につきましては、農業の課題と方策や、農業経営の指標、効率的かつ安定的な農業経営の育成確保に向けた取組など、概ね10年後の見直しを総合的に定めたものでありまして、5年ごとに内容の見直しを行うこととされております。</p> <p>北海道の農地は、平成28年3月に令和12年までの10年間を期間とする北海道農業経営基盤強化促進基本方針が策定されており、策定から5年が経過した今年に北海道の基本方針が見直しされたところです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法において市町村が策定するこの基本構想は北海道の基本方針と同じ期間、また内容についても北海道の基本方針に即することとされていることから、今回平成28年に策定された稚内市の基本構想も見直しとなり、本日の総会にかけさせていただいた次第であります。</p> <p>今回見直す内容といたしましては本日お配りしました、見直しの概要と新旧対照表に沿ってご説明させていただきます。</p> <p>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標 「稚内市農業の概況」内の総面積及び字句の修正を行いました。「稚内市農業の現状」内の生乳生産量やJAの組合員数などを現況のものに修正しております。「農業経営基盤の強化の促進に関する取組み」内の農業所得、年間労働時間を現況に修正及び字句の修正を行いました。</p> <p>「新たに農業を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標」内の元号や各種数値を修正しております。「効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保」内の「農業経営の法人化の推進」について元号や各種数値の修正及び「労働力不足への対応」を新設しております。</p> <p>第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標について、各指標を現況のものに修正しております。</p> <p>第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項について、各種数値及び字句の修正を行っております。</p> <p>第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項については字句の修正を行いました。</p> <p>第7 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項についても字句の修正となっております。</p> <p>これらの変更は稚内市につきましては現況の数値に修正し、それ以外については北海道の基本構想に即した内容の修正となっております。以上です。</p>
議	長	それではこの件に関してご意見、ご質問はございませんか？
委	員	異議なしの声
議	長	ご意見、ご質問ないようですね。それでは採決いたします。 諮問1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委	員	全員挙手

議

長 全員賛成ですので、本件については原案のとおり決定いたしました。

議

長 以上をもちまして、本日の総会の日程は全て終了いたしました。
大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

閉会宣言 11時00分

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員